

ひとつの悲観論

亀山郁夫

kameyama ikuo



一
二〇〇九年五月に裁判員制度がスタートしてから一年半、この制度のもつ重大性が増す認識されはじめている。この間、テレビ・新聞報道やウェブ上のニュースで三つの死刑判決に接した人々が、裁判員の立場にわが身を置き、人を裁くことの難しさをそれぞれに考えたことはまちがいない。これまで、死刑判決といえは、国家という固い壁の向こう側にある別次元の出来事として、見て見ぬふりをする事ができた。だが、死刑場の内部がテレビで紹介されるなど、死刑をめぐる議論は、多くの人々がいだいているある種の恐怖のオーラが消失するのと反比例して、ますます身近なものとなりつつある。といつても、私はいま、裁判員制度の是非について何かを言おうとしているのではない。ただ、自分の頭から離れようとしなないある根本的な疑いを表明したいだけのことだ。端的に言うなら、犯罪者の主語と、犯罪の述語を等号に結

ぶことができるのか、という……。

宮城県石巻市の男女三人殺傷事件の裁判員裁判で、仙台地裁は二十五日、殺人罪などに問われた同市の無職少年（十九）に求刑通り死刑判決を言い渡した。S裁判長は『犯行の残虐さや被害の結果からすれば、責任は重大。被告の反省などを最大限考慮しても、極刑を回避すべきではない』と述べた。裁判員裁判での死刑判決は二例目で、少年に対しては初めて。

弁護人によると、判決後に接見した少年は『判決を受け入れる』と語ったという。

(二〇一〇年十一月二十五日 asahi.com)

むろん、罪状に記された内容は、あまりに目を覆うばかりのむごたらしい事実で満ち、「極刑を回避すべきではない」という常套句が、それなりの現実感覚に裏打ちされた結論であることを納得させてくれる。犠牲となった人間の無念さ、遺族がつきまとわれている恐怖、それらを勘案すれば、加害者の存在がこの地上から消えることが何よりの癒し、という立場もよく理解できる。だが、それらの事情を認めたくえでなお、何かしら^おしよくしきれない疑念が生まれてくるのだ。そもそも、罪とはだれのものなのか、罪を犯すのはだれなのか、という問いである。「罪を犯す」という動詞に、はたして固有名による主語は存在するのか。量刑のもつ意味、あるいは犯された罪と下される罰の不均衡という月並みな疑念を言っているのではなくて、むしろ、より端的に、主語と述語の関係性である。むろん、すべての凶悪な罪に対してそういう疑念を抱くわけではないが、犯罪が、とりわけ若年層による場合、私は、人間とは別のレベルに別の世界に罰すべき主体があるような気がしてならなくなる。たとえば、「責任能力」という用語がある。刑法上の概念として、「事物の是非・善悪を弁別し、かつそれに従って

行動する能力」を意味する。人間はすべからこの能力において行動しなければならぬ、しているはずだ、との暗黙の了解がここにはある。だが、どのような犯罪も、ある特異な心理状態で起こる。その状態をかりに「狂気」と呼ぶならば、犯罪者のその後の運命に決定的な意味をもたらす「責任能力」は、理性マイナス狂気の残量によって決定されるといつて過言ではない。しかし「狂気」は、はたして罪を犯した人間が責任をもたなくてはならない部分なのか。私が、不安にかられるのは、たとえば、犯罪心理学者が、犯罪者の脳にしばしばみられるホルモンの異常といった仮説を展開するときである。MRIといった最新の技術による画像診断から、犯罪者の脳にはしばしば形態学的な異常が発見されるという話を耳にする。また、胎児期や乳児期に環境ホルモンにさらされることで、脳の形成に異常をきたす場合が少なくないという。流産防止のための合成黄体ホルモン製剤には、胎児の脳を「男性化」し、攻撃的な性格を作りあげる危険性が潜んでいるとも言われる。これらの仮説に、多少とも真実が含まれている場合、罪を犯した人間の何をもって非とすることができなのか、容易には判断できなくなる。人間は、みずからの意志で生まれてくるわけではなく、男女の「罪深い」性愛の結果として生まれてくる場合もある。そのよ

うにして生まれ落ちた生命が、今度は法の力によって奪いとられる。ともに外的な契機である。青年に死を与える法は、そもそもどのような補償をこの青年に与えてきたのか……そうした疑問が積みかさなるなかで、私は、単純にこんな結論に行きついてしまうのだ。裁きを受けるべき対象は、ホルモンであり、欲望そのものである、と。短絡的とのそしりを覚悟しよう。私は、この、ある意味で悲劇的ともいえる矛盾に思いを馳せたが最後、何かしらいたたまれない気分^二に襲われる。

二

二〇〇八年の七月、東京・青山にあるNHK文化センターで私は五回にわたって『カラマゾフの兄弟』をめぐる講演を行った。講演の内容はすべて録音され、その年の秋、NHKラジオ第二放送にて十三回にわたって放送された。講演の終わりちかく、私は、『カラマゾフの兄弟』の時代は終わった。『罪と罰』の時代が来た」と発言した。このとき、私が念頭においていたのは、この連続講演に先立つ二ヶ月前、東京・秋葉原で起こった通り魔事件だった。講演が終わり質疑応答に入ったところで、会場にいた大学生らしい青年から質問を受けた。『カラマゾフの兄弟』の時代は終わった」とは、どのような意味か、もう少しわかりやすく説明してほしい、との要望である。私は思いもかけない質問に少し

ばかりうろたえながら、説明に入った。

『カラマーゾフの兄弟』の中心的テーマである「父殺し」は、もはや現代的なテーマたりにえない、なぜなら、私たちの間ですでに、殺すべき悪しき強者としての父の権威は失われているからだ、と答えた。今から百三十年前にドストエフスキーがこの小説を書いていたとき、彼が「父殺し」という言葉に忍ばせた重さは、私たちの想像をはるかに超えるものがあつたはずだ。なぜなら、この「父」という言葉は、たんにカラマーゾフ家の主のみならず、農奴にとつての地主、ロシア民衆にとつての皇帝といつた連想の輪を同心円状に広げていたからである、と。講演のさなか、私は尊属殺人という用語にも触れた。『カラマーゾフの兄弟』が描きだす父親殺しのリアリティを、自分たちの記憶の範囲で感じとるには、少なくとも四十年、歴史を遡らなくてはならない、と。そのときかすかながら、私の記憶の奥にうごめくものがあつた。昭和四十八年四月四日——。最高裁において尊属殺人に対する加重規定は違憲であるとされた歴史的な日。少し大げさに言ってみれば、戦後日本の民主化の流れのなかで、父なるものの権威が、決定的に失われた日と呼ぶことができる。最高裁の法廷に立つた当時二十九歳の女性は、十四歳のときから父親の性的虐待を受け、それまでに五人の子どもを出産した過

去があつた……。

では、なぜ、「罪と罰」の時代が来た」と述べることでできたのか。それは、先に述べたように、この講演に先立つ二ヶ月前の六月に秋葉原で起こつた通り魔殺人事件との連想が働いたからである。そして事件の内実が明るみに出るにつれ、私は徐々に、この青年をどこまで裁くことができるのか、という根本的な疑念に苛まれはじめた。理由は簡単だつた。私がつね日ごろ憎しみを感じるある種の「悪意」をこの青年に見てとることができなかったのだ。かりにもし彼の存在そのものが悪意の固まりだつたと仮定して、彼は自らの悪意の報いとして何をしようとしたというのか？ 秋葉原に現出した光景が、私にはなぜか人間社会のもろもろの矛盾が交錯する戦場のように思えてならなかつた。そして私は、自分がこの法廷に、裁判員として立つことになつた場合を想像した。はたして確信をもつて極刑を主張することができるのか、と。できない。できないとするなら、私は素直に、この青年を憎悪する人々の輪のなかにひっそりと自分の考えの甘さを隠しこむほかない、と感じたのだつた。では、『罪と罰』の主人公の犯行の動機はどうなのか？

『罪と罰』を翻訳する作業をとおして、私にはある時点からドストエフスキーが、一種の「避難」を試みはじめたように思えてならな

かつた。作者自身、ラスコーリニコフの「責任能力」について、きわめて曖昧な書き方をしているのである。たしかに、金貸し老女殺しは、計画殺人であり、その義理の妹リザヴェータは偶発殺人である。金貸し老女に対する個人的な憎悪がどのようなものか私には想像もつかない。アルベール・カミュのいう

「形而上的反抗」という言葉が説得力を帯びそうな気もする。事実、作家は、執筆の途中からこの計画殺人の意味づけを、一種の偶然事件へと変えていくように思えた。

「ぼくはナポレオンになりたかつた。そのため人に殺したんだ」

「ぼくは悪魔にそそのかされた」

「ぼくは、理屈ぬきで殺したくなつたんだ」

「ぼくは、ただ殺したんだ、自分のために殺したんだ」

この告白の変化が明らかにしているのは、ラスコーリニコフ自身が、殺害の動機を見失つていくプロセスというより、むしろ作者自身が、徐々に意味づけの不可能性にめざめていくプロセスである。

三

ドストエフスキーは、二十八歳の年、軍法会議において銃殺刑の宣告を受けている。十九世紀のロシアにおいて、死刑は、皇帝一族の命をねらつた場合にのみ適用されたから、彼の罪は、過去の日本でいう大逆罪にあたる

重罪だった。ドストエフスキーが『罪と罰』を発表するのは、それから十七年後の一八六六年。この間彼は、シベリアの地で、最初は流刑囚として、のちに国境警備隊の一員として苦しい「更生」の時代を送った。だが、ペテルブルグに帰還後も、いったんは帝政転覆を企てた者への監視の目が止むことはなかった。そして恐ろしいことに、『罪と罰』の連載開始からまもなく時の皇帝アレクサンドル二世に対する狙撃事件が起こった。

『罪と罰』のなかで、ドストエフスキーは、二人の女性を殺害した主人公の青年に皇帝暗殺犯を二重写ししていたことが知られている。彼を執拗(しつこ)に追いつめる予審判事は、「一億倍の醜悪」という言葉で、主人公が辿(た)つたかもしれないもう一つの運命を暗示する。「一億倍の醜悪」とは、むろん、皇帝暗殺の意味である。予審判事は、人間の生命のもつ根源的な重さに目覚めることのできない主人公の異常性を見据えていた。事実、彼の傲慢(ごうまん)さは、センナヤ広場で口づけし、警察に自首して出た後でも容易にほぐれることはなかった。シベリアの地に立った彼の内心の叫びがそれを物語っている。

せめて運命が後悔をもたらしてくれたなら……おそろしい苦しみに耐えられず、首吊りのロープや地獄の底を思いえがかずにはいられないような後悔をもたらし

てくれたなら！……しかし、彼は自分の罪を悔いてはいなかった。

むろん、この、苦しみを求める心のうちにこそ、青年の「復活」の糸口は隠されているといえるのかもしれない。だが、作者は、何かしら内発的な力のほとばしりを青年に期待していた。何がしかの観念、哲学、信念によって他者の生命を奪おうとする人々を、彼は、後に「悪霊」と意味づけることになるが、ラスコーリニコフもむろん、「悪霊」の一人である。しかし作家は、おそらくは直感で、復活できる人間とできない人間を選別し、ラスコーリニコフを前者のカテゴリに加えた。彼はけつして、根本から生命を枯らし、世界のすべての現象を黙過(もくわ)するしかない生ける屍体ではないと考えたのだ。では、作家の判断基準はどこにあったのか。答えのヒントは、作家が愛した『黙示録』の一節に見いだすことができる。

あなたは、冷たくも熱くもない。むしろ、冷たいか熱いか、どちらかであつてほしい。熱くも冷たくもなく、なまぬるいの、わたしはあなたを口から吐き出そうとしている。

『偉大な罪びとの生涯』などのプランを見てもわかるように、ドストエフスキーの思想には、聖なるものと罪なるものとの間に独特のかけ橋が存在する。人間は罪を犯してはじ

めて、聖にいたるという思想である。罪という、人間の宿命の業にいかに向かいあうか。そこに真の人間としてのアイデンティティは残されている、と言おうとしている。「なまぬるい」人間にその道は閉ざされている。もつともドストエフスキーのそうした「救済」の思想は、現代の日本においてどこまで有効か。「永山基準」に照らした場合、現代の日本でラスコーリニコフの行く末に樂觀をいだくことは許されない。しかるにドストエフスキーには主人公の青年への憐れみがあった。その憐れみの印としてシベリアでの「八年」の刑が下された。死刑場に立った経験があればこそ、生命絶対という立場に立つ彼の救いと赦(ゆる)しの思想を愛する私は、いま、否応なく悲観論に陥らざるをえなくなる。重労働と飢えのなかで暮らすシベリアの冬と、二メートル四十七センチの落下の恐怖におののく日々の、どちらが……私の理性は、生命があるかぎり、人間に更生と救いはもたらされると信じている。他方、そういう私自身、酷寒のシベリアも知らなければ、早春の大地をおおいつくす新緑の風景も知らない……。こうして私のなかで一方に傾きかけた信念という名の天秤は、またもや微妙な平衡状態を取り戻しつつも、小刻みな揺れをみせはじめることになる。

（かめやま いくお・東京外国語大学学長）
著書に『ドストエフスキーとの59の旅』日本経済新聞出版社